

# 令和5年度 東京都立立川高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

令和5年 4月1日

校長 決定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

### (1) いじめの防止

- ・いじめ防止等への啓蒙活動を学校全体で取り組む。
- ・生徒会活動などを通じていじめに対する正しい認識を促す。
- ・安全・安心な学校にするとともに「SNS立定ルール」を守らせることを全校で取り組む。

### (2) いじめの早期発見

- ・教職員がいじめ防止のために常にアンテナをはり、生徒の変化を察知するように心がける。
- ・生徒からの相談や報告に対して組織的に対応する。
- ・いじめの疑いなどを発見した際に、生徒からの情報収集などを適切に行う。

## 2 学校及び教職員の責務

- ・学校及び教職員は、在籍する生徒等の保護者、地域住民ならびに関係する機関および団体と連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。
- ・いじめを受けていると思われる際には、適切かつ迅速に対応する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

学校におけるいじめ防止などに関する措置を実行的に行うため、学校いじめ対策委員会を設置する。

#### イ 所掌事項

- ・いじめ防止に関する具体的な年間計画の作成およびその実施の管理
- ・いじめの相談、通報窓口に関すること
- ・いじめに関する情報収集及び、生徒の問題行動などにかかわる方法の収集、スクールカウンセラーやなどとの連携
- ・その他、いじめ防止などに関すること

#### ウ 会議

定例の職員会議と合わせて、必要に応じて委員会を開催する。また、年間3回の情報連絡会を実施し、各学年などの状況などを情報交換し、学校全体で把握する。

#### エ 委員構成

校長

副校長

教務生活指導部主任

学年主任

進路部保健担当

スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

「東京都立立川高等学校定時制課程学校サポートチーム設置要項」で規定

#### 4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 始業式の生徒部からの講話でいじめ言及し、正しい認識を促す。

イ いじめに対する問題意識を高めるために、生徒会執行部を中心にいじめに関する議論を行い、発表する。

ウ 学級担任を中心に生徒の教室での状況を把握し変化のある生徒に対して状況の確認を適宜行う。

(2) 早期発見のための取組

ア スクールカウンセラーによる全員面接を1学期中に実施し、生徒の状況把握に努める。

イ 学級担任による面談を年2回実施し、生徒の状況を把握する。

ウ 学習生活調査にいじめ等の質問を追加し実施する。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめに関する情報が確認された際には、情報を学年および生徒部さらにはいじめ防止対策委員会で共有する。

イ いじめに関する情報が確認された際には、関係者から聞き取り調査を行う。対応が必要と判断した場合、その方法を対策委員会で決定する。

ウ いじめをやめさせ、被害者生徒の安全を確保する。さらに、生徒、その保護者に支援を行う。

エ 加害生徒にはいじめをやめさせ、その再発を防止する。さらに、指導および支援を行い、保護者に対しても必要に応じて助言を行う。

オ いじめを報告した生徒の安全を確保するために、生徒の状況に目を配る。

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態発生に関して、東京都および教育委員会へ報告する。

イ いじめ防止対策委員が状況を把握する。

ウ 被害生徒および、保護者に対して面談を実施しその状況を確認する。

エ 加害生徒に関して、警察などと協力し事態の確認を行う。

オ 関連する生徒などのケアをスクールカウンセラーなどと協議し実施する。

#### 5 教職員研修計画

(1) 教職員に対して、学校いじめ対策委員会が研修を年2回実施する。

#### 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者会などの機会を通じて、生徒の状況の把握への協力、いじめに対する社会全体の取組

みを伝え、協力体制を確立する。

(2) 学校通信などで、保護者への啓もう活動を行う。

## **7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策**

(1) 地域警察と連絡体制を密にし、生徒の状況把握に努める。

## **8 学校評価及び基本方針改善のための計画**

(1) 安全サポート委員による、取組評価を質問調査方式で行う。

(2) 教職員による評価を行い、対策委員会の活動にフィードバックを行う。

(附則)

この方針は、平成26年10月31日から施行する。

この方針は、平成27年4月1日一部改正する。

この方針は、令和3年4月1日一部改正する。

この方針は、令和5年4月1日一部改正する。